

秋田県公報

目 次

条 例

○県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例(六六・議会事務局総務課)……………2

この号で公布された条例のあらまし

◇県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第六六号)

- 1 県議会議員が、長期欠席(一)の定例会の開会の日から次の定例会の開会の日までに開かれる会議等(本会議、委員会、協議等)の場合、議員派遣(委員会調査を含む。)のすべてを欠席することをいう。)をした場合、当該閉会の日の翌月から当該県議会議員が最初に会議等に出席した日の前月までの議員報酬月額に、県議会議員の議員報酬等に関する条例第一条第一項の表に定める議員報酬月額に二分の一を乗じて得た額とすることとした。(第三条の三関係)
 - 2 県議会議員が、長期欠席をした場合において、当該閉会の日から翌日から最初に会議等に出席した日の前日までの間にある基準日(六月一日及び一二月一日)に係る期末手当は、支給しないこととした。(第三条の三関係)
 - 3 1及び2の長期欠席が公務上の災害又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成一〇年法律第一一四号)第一条第一項に規定する患者若しくは無症状病原体保有者であることによるときは、1及び2は適用しないこととした。(第三条の三関係)
 - 4 その他所要の規定の整理を行うこととした。
 - 5 施行期日等
- (一) この条例は、平成二〇年一月一日から施行することとした。
- (二) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

条 例

県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十月十日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第六十六号

県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

県議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和二十二年秋田県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項中「十二月一日」の下に「（以下これらの日を「基準日」という。）」を加え、「議長、副議長及び議員」を「県議会議員」に改める。

第二条第二項中「県議会議員」を「議員」に改める。

第三条の二の次に次の一条を加える。

第三条の三 県議会議員が、長期欠席（一の任期中において、一の定例会の開会の日から当該定例会の閉会後に最初に招集される定例会の閉会の日（以下「閉会日」という。）までの間に開かれる次に掲げる会議等（以下「会議等」という。）のすべてを欠席することをいう。以下同じ。）をした場合において、閉会日後に当該県議会議員が最初に会議等に出席した日（以下「出席日」という。）の属する月（以下「出席月」という。）の前月が閉会日の属する月（以下「閉会月」という。）の翌月以後の月であるときは、閉会月の翌月から出席月の前月までの議員報酬月額は、第一条第一項の規定にかかわらず、同項の表に定める議員報酬月額に二分の一を乗じて得た額とする。ただし、当該長期欠席が公務上の災害又は当該県議会議員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十八条第一項に規定する患者若しくは無症状病原体保有者であることによるものであるときは、この限りでない。

一 会議

二 委員会

三 協議等の場（議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場をいう。以下同じ。）

四 派遣（委員会によるものを含む。）の目的である調査等を行うための場

2 県議会議員が、長期欠席をした場合において、出席日の前日が閉会日の翌日以後の日であるときは、閉会日の翌日から出席日の前日までの間にある基準日に係る期末手当は、第一条の二第一項の規定にかかわらず、支給しない。前項ただし書の規定は、この場合について準用する。

第四条中「議長、副議長及び議員」を「県議会議員」に改める。

第五条中「(議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場をいう。以下同じ。)」を削る。

附則第三項中「第一条第一項」の下に「又は第三条の三第一項本文」を加え、「同項」を「第一条第一項」に改め、「の表に定める議員報酬月額」の下に「又は第三条の三第一項本文の規定による議員報酬月額」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年十一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の県議会議員の議員報酬等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第三条の三の規定は、この条例の施行の日以後に支給する議員報酬及び期末手当について適用し、同日前に支給した議員報酬及び期末手当については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に改正後の条例第三条の三第一項本文に規定する長期欠席をしている者については、この条例の施行の日以後に支給する議員報酬及び期末手当について同条の規定を適用する。

発行者 秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(0187)876600
FAX(0187)876600
E-mail:matsubara@mtsubarainsatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄